

投資者保護のルール強化こそ必要

佐々木議員 衆院財金委

佐々木憲昭議員は9日、衆院財務金融委員会で自民、公明、民主、みんな、生活の賛成多数で可決された金融商品取引法と保険業法の改定案について反対討論に立ちました。

佐々木氏は、未公開株をめぐる被害や相談が高齢者を中心に急増している実態を示し、「規制を緩和すれば詐欺などの被害を拡大しかねない。投資者保護のルールこそ強化するべきだ」と求めました。これに対し、麻生財務相は「高齢者

の被害事例が増えていることは憂慮している。被害防止に全力で取り組む」と答えました。保険業法改定案には保険会社が海外金融機関などを買収した場合、現行法では原則禁止されている保険以外の業種を行う子会社の所有を5年に限り認めることが含まれます。国際競争力強化を狙う保険業界の要求にこたえた施策です。子会社の破綻リスクや為替の変動リスクなどにより、保険会社本体の経営に悪影響を及ぼす可能性が高まります。佐々木氏は「保険契約者の保護や健全性の確保のためのルールをなし崩し的に後退させるものであり認められない」と批判しました。

す。被害を防ぐどのような手だてがあるのでしょうか。クラウドファンディング業者にたいして、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務づけています。しかし、何を開示させるのか、何をチェックするのか、内容が定かではなく、しかも、適切な情報提供や事業内容のチェックは、事業者任せとなっています。この改定案は、投資者保護と証券市場の公正という金商法の目的から外れていると言わなければなりません。



「高齢者

金融商品取引法改定案のポイント

佐々木議員のブログより

高齢者や一般消費者の被害増大の危険

金融商品取引法改定案のポイントのひとつは、クラウドファンディング（少額電子募集取扱業務）という仕組みです。

これは、インターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できるようにするもので、中小事業者が利用しやすい面もあります。ただ、一般消費者が未公開株（非上場株式）も買うことができようになり、それが、問題です。いまでも未公開株を購入して損害を被ったり、詐欺的な行為によって被害を受ける事件が増えていきます。

国民生活センターは、「プロ向けファンド業者に関する相談は増加しており、2012年度は151

8件の相談が寄せられ、3年前の09年度に比べて約10倍となっています。また、契約当事者も高齢者（60歳代以上）が9割を占めています」といっています。このような被害を防ぐ方策が、法案にきちんと盛り込まれていないければなりません。

悪質業者や詐欺グループから被害を防げるか

法案のスキを突いて、悪質な業者や詐欺グループ等が仲介者として参入したり、発行者として制度を悪用したり、仲介者と発行者それぞれに役割を分担して被害を及ぼすことも考えられます。

たとえば、ウェブサイトに、虚偽の事業内容・事業計画を掲げて資金を集める方法がその典型で

イギリスでは、投資対象企業の50%〜70%が倒産しており、FCA（金融行為規制機構）も、未公開株への投資は非常に危険である旨を繰り返し消費者に伝えていいます。①だれもが買えるような種類の金融商品ではないこと、②多くのクラウドファンディングが破綻していること、③投資資金がゼロになる可能性が極めて高いことなどをあげて、「捨てるもよいおカネ以外は投資するな。ほとんどの起業ビジネスは破綻している」という事実を知れ」と呼びかけています。



未公開株の勧誘は、リスクが高いため現在原則禁止となっているにもかかわらず、未公開株をふくむ投資関連の被害や苦情相談が急増しています。この法案で未公開株に投資することを認めれば、ますます事態を深刻にさせるのではないのでしょうか。